

許可番号

コミュニティホール七間町利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 管理者
公益財団法人静岡市まちづくり公社 理事長

申請者
団体(事業所)の名称
住所(所在地)
代表者氏名

コミュニティホール七間町設置要綱第 7 条の規定により
コミュニティホール七間町の利用の許可を受けたいので、次の通り申請します。

利用責任者	住所	
	氏名	電話
会場に表示する名称		
利用日又は利用期間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで	
利用時間	時 分 から 時 分 まで	
利用内容	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 試写会 <input type="checkbox"/> パーティー <input type="checkbox"/> 音楽祭 <input type="checkbox"/> 会議・打合せ <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用目的		
利用予定人員	人 (内訳: 来場者 人・関係者 人)	
利用施設名	※施設利用料	
<input type="checkbox"/> ホール	円	
<input type="checkbox"/> 会議室 1 (2 階)	円	
<input type="checkbox"/> 会議室 2 (2 階)	円	
<input type="checkbox"/> 1 階ギャラリー	円	
合計 (小計①)	円	
利用備品 (内訳)		※利用料金
利用備品		※利用料合計 (①+②)
<input type="checkbox"/> 冷暖房利用 (ホール) 【午前 2,000 円・午後 3,000 円・夜間 3,000 円】		円
<input type="checkbox"/> 舞台演出用照明設備 【午前 2,000 円・午後 3,000 円・夜間 3,000 円】		円
<input type="checkbox"/> プロジェクター 【ホール 1,000 円・会議室(スクリーン付) 500 円】		円
<input type="checkbox"/> 50 インチ テレビ 【会議室 500 円】		円
		円
		円
利用備品等 (小計②)		円
■要綱の確認		■ 確認しました。(裏面要綱第 8 条及び第 14 条を確認の上、チェックをしてください。)

(注) 太線内を記入してください。 ※欄は記入しないでください。

施設利用料 領収年月日	利用備品等 領収年月日

※管理者使用欄	受付者	発行 連絡		備考
	/	/		

(利用の不許可)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認めるとき。
- (2) その団体の構成員等が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認めるとき。
- (3) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (5) 建物及び付属設備を損傷するおそれ、その他管理上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(利用の取消し等)

第14条 管理者は、施設利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、施設利用の許可条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく要領に違反したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が必要であると認めるとき。

【施設利用申請にあたっての注意事項】

◆利用時間

利用時間は必ず守ってください。利用時間には、催事の本番だけでなく、搬入、準備、撤収、原状回復までを含みます。

◆定員の遵守

消防法の規定並びに危険防止のため、各会場の定員を超える入場は、固くお断りいたします。

◆禁止行為

- ① 第三者への利用権の譲渡、転貸、転売若しくはこれらに類すること
- ③ 火気及び火災の危険がある物品等を使用しないこと。
- ④ 利用許可を受けていない施設を利用すること。
- ⑤ 施設管理者の許可を得ずに、館内の内外で寄付金等を募集したり、物品や飲食物の販売、陳列または提供をすること。

◆利用許可書発行後のキャンセル

利用許可書発行内容の変更または取消し(キャンセル)をされる場合には、施設所定用紙に必要事項を記入の上、申請をする。

取消し(キャンセル)については、下表のとおり還付料金規定があります。

<還付料金規定>

施設名称	利用許可の取消し申請日	還付金額
貸ホール	利用日の1ヶ月前まで	利用料金の全額
	利用日の15日前まで	利用料金の50%
	利用日の前日まで	利用料金の30%
貸会議室又は 1階ギャラリー	利用日の10日前まで	利用料金の全額
	利用日の5日前まで	利用料金の50%
	利用日の前日まで	利用料金の30%

◆東海地震注意報情報

大規模地震特別措置法の規定による東海地震注意情報が発令された場合は、催事の開催中でも利用を中止していただくことがあります。

令和2年7月1日

コミュニティホール七間町 予約利用者様へのお願い

(新型コロナウイルス感染症予防対応 当面の間)

・密集・密接の回避

ホール等の人数制限を設定、人との間隔(原則2m)の確保を守るようお願いいたします。
(ホール：62名以下、会議室1：9名以下、会議室2：10名以下、ギャラリー：4名以下)

・密閉の回避

開催中は、換気の実施をお願いいたします。(目安：1時間に10分程度)

・参加者名簿の作成

万が一、感染者の利用が発生した場合に備え、主催者の代表は、参加者と主催者の連絡先が記載されている名簿の作成・保管をお願いいたします。

※必要に応じて保健所等へ提供されることを事前に周知してください。

・マスク着用の推奨

無症状の感染者から感染を拡大させないためにマスク着用をお願いいたします。

・当日検温の実施

参加者・主催者全員に検温の励行をお願いいたします。

・手指消毒等の実施

参加者・主催者全員に手指消毒の励行をお願いいたします。

・体調不良その他要因による参加自粛

参加者及び主催者に体調不良が確認された場合、発熱の有無に限らず参加を控えるようお願いいたします。